

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 J R R - 3 原子炉施設に係る新規規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（210）
2. 日 時：令和2年8月21日（金）13時30分～15時35分
3. 場 所：
 - （1）原子力規制庁10階南会議室
 - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者：
 - （1）原子力規制庁
原子力規制部 研究炉等審査部門
上野管理官補佐、荒川安全審査官、加藤安全審査官、島村安全審査官、石島技術参与
原子力規制部 原子力規制企画課 火災対策室
守谷室長
 - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
研究炉加速器技術部 J R R - 3 管理課 担当者 他7名
5. 議事要旨
 - （1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、原子力科学研究所の原子炉施設（J R R - 3 原子炉施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請（その10）に関し、第348回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合（令和2年4月20日）で指摘のあったケーブル分離設備の実証試験の実施状況について、資料1に基づき説明があった。
 - （2）上記（1）の説明に対し、同指摘の趣旨を踏まえ、原子力規制庁から主に以下の事項について次回審査会合で説明することを求め、原子力機構から了解した旨回答があった。
 - 実証試験結果の説明に限らず、実証試験の実施に至った経緯、目的、試験対象等を取りまとめて明確にすること。
 - （3）原子力機構から、原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請（令和2年8月7日付け）に関し、J R R - 3 原子炉施設の新規制基準に係る説明の進め方について、資料2に基づき説明があった。
 - （4）上記（3）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について説明することを求め、原子力機構から了解した旨回答があった。
 - 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な措置、火災発生時の対応等が網羅的に申請されていることを明確にすること。
 - 保安規定の具体的な記載内容については、原子力科学研究所の原子炉施設全

体としての横並びも踏まえた記載となるよう、記載方針を整理すること。

6. 配付資料

- ・ 原子力機構からの配付資料

資料 1 ケーブル分離設備の実証試験結果について

資料 2 JRR-3 の運転再開に係る保安規定について